

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

8年5月1日から 9年4月30日まで

株式会社リパティ

1 事業実施の方針

住宅確保要配慮者を受け入れてくれる物件を増やし、1人でも多くの人に入居してもらえ
ることを重点にやっていきます。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務					
法第62条第二号に掲げる業務	①住まい探しに係る相談 ②不動産店への同行による入居支援 千円/1回(3回まで無料) ③サブリース月 30千円~80千円 ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額	福岡市 春日市 那珂川市	2	住宅確保要配慮者 全般 ① 10人 ② 5人 ③ 5人	2000 4000
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な訪問による見守り 月2千円 週2回訪問 ※所得水準・生活状況に応じて減免措置あり ②家事・買い物など日常生活支援 500円/1回(定期的な訪問時に実施)	福岡市 春日市 那珂川市	2	① 住宅確保要配慮者全般10人 ② 障害者・高齢者など10人	2500
法第62条第四号に掲げる業務	居住支援法人の活動に係る賃貸人向け説明会	福岡市 春日市 那珂川市	2	賃貸人等 100人	2000

法第 62 条 第五号に掲げる業務					
法第 62 条 第六号に掲げる業務	居住サポート住宅を考える研修会の開催 非接触センサーによる見守りで孤独死の早期発見等の説明 遺品整理	福岡市 春日市 那珂川市	2	賃貸人等 100 人	5000

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市居住支援協議会に構成員として参加 ・福岡市居住支援協議会からの委託により、事務局として協議会を運営 ・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加 ・福岡市からの委託により〇〇事業について実施 ・福岡市の自立相談支援機関と連携。自立相談支援機関からの依頼により要配慮者の住まい探しを実施
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する ・債務保証会社と連携し、入居中の生活支援サービスも含めた内容での債務保証審査を行う ・更生保護施設と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	<p>当社主催により居住支援セミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国居住支援法人協議会主催の研修会に参加 ・居住支援全国サミットに参加 ・他の居住支援法人と合同で新人職員対象の研修会を実施

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。